

(入 札 説 明 書)

この入札説明書は、令和 5 年 1 0 月 3 1 日に公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

契約担当者 北海道渡島総合振興局長 田中 仁

2 入札に付する事項

- (1) 契約の目的の名称及び件数
道有林野産物の売払い 1 物件
- (2) 入札物件明細

物件番号	種 類	物件の所在	面 積	本 数	材 積	搬出期限 (巻立期限)	延 納 日数
第 1307 号 (CoC 認証限定)	人工林間伐 (トドマツ)	函館市紅葉山町 渡島部管理区 101,102 林班	ha 18.15	本 3,334	m ³ 1,438.47	R8 年 11 月 30 日	155 日 以内

なお、3 月及び 4 月は融雪時期の河川の汚濁防止及び搬出路の保全のため、造材、搬出（運材）等は制限することがある。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 5 年北海道告示第 46 号に規定する林産物売払いの資格を有していること。
- (3) 道有林野産物の売払いの入札執行の日までの間に、競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号総務部長、土木部長、農政部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達「競争入札参加資格指名停止事務処理要領の制定について」）第 2 第 1 項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の(2)の再審査結果の資格を有していること。
- (6) 北海道内に本店、支店、営業所を有すること。
なお、支店、営業所とは、常設の事務所を有し、会社名を示す看板が当該支店、事務所の入口等に設置され、職員が勤務し、机、いす、電話などの必要な備品類が備え付けられるなど、道との契約履行が可能な機能を有するものであること。
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号）に基づく事業協同組合については構成員と重複していないこと。
- (8) 北海道林業事業体登録実施要綱（平成 24 年 8 月 27 日付け林業木材第 651 号林業木材課経営育成担当課長通達）に定める知事の登録を受けた者であること。
- (9) 第 1307 号物件については、森林認証制度に定める CoC（管理の連鎖）認証を受けた者であること。

4 入札参加資格審査申請書

- (1) 入札参加希望者は、道有林野産物売払一般競争入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）に次の関係書類を添付して提出しなければならない。
添付書類 CoC 認証に係る認証書の写し
- (2) 提出期間
令和 5 年 10 月 31 日（火）から令和 5 年 11 月 13 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 提出場所
北海道函館市美原 4 丁目 6 番 1 6 号 北海道渡島総合振興局東部森林室森林整備課
電話番号 0138-83-7318
- (4) 提出方法
持参することとするが、送付を希望する場合は申請期限の 3 日前までに上記提出場所に連絡上送付することとし、連絡なく送付されたもの、ファクシミリは受け付けないものとする。
- (5) その他
ア 資料作成に要する経費は、入札参加者の負担とする。
イ 提出された資料は、返却しない。
ウ 提出された資料は、他に使用しない。
エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格の審査

入札に参加しようとするものが 3 に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和 5 年 11 月 17 日（金）までに書面（道有林野産物売払一般競争入札参加資格審査結果通知書（以下「通知書」という。））により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者（以下「非資格者」という。）は、当該通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日は除く。）以内に書面により入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。
なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道函館市美原 4 丁目 6 番 1 6 号 北海道渡島総合振興局東部森林室森林整備課

- (2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

北海道函館市美原 4 丁目 6 番 1 6 号 北海道渡島総合振興局東部森林室森林整備課
電話番号 0138-83-7318

8 現場説明

- (1) 日時及び集合場所
第 1307 物件
令和 5 年 12 月 4 日（月）10 時 00 分 函館市紅葉山町 91 林班入口横 駐車場

(2) その他

入札参加者は、(1) の日時の前日までに現場説明への出席の有無を北海道渡島総合振興局東部森林室森林整備課主査（販売）、電話 0138-83-7318 に連絡すること。

9 物件売払位置図並びに物件売払箇所図及び物件内訳書等の交付に関する事項

- (1) 物件売払位置図並びに物件売払箇所図及び物件内訳書等は、通知書に添付する。
- (2) 物件内訳書等に関する問い合わせ先

北海道函館市美原 4 丁目 6 番 1 6 号 北海道渡島総合振興局東部森林室
森林整備課主査（販売） 電話 0138-83-7318

1 0 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局 4階 402会議室

(2) 入札日時

令和5年12月11日(月)10時(開場 9時30分)

(3) その他

入札の執行に当たっては、北海道渡島総合振興局長により、競争入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。

1 1 郵便等又は電報による入札

(1) 郵便等による入札を認めます。

この場合、二重の封筒を使用し、表に必ず「郵便入札」と朱書きし、内封筒には売払物件毎の入札書、外封筒には競争入札参加資格があることが確認された旨の「通知書」の写しを同封のうえ、入札前日(前日が土、日、祝日の場合はその前日)の5時までに到達するよう書留郵便をもって北海道渡島総合振興局東部森林室へ送付してください。(指定の日時までには到達しないものは無効とする。)

また、郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にはない限り、再度入札に参加することができません。

(2) 電報による入札は認めません。

1 2 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

1 3 入札書記載金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分100に相当する金額を入札書に記載する。

1 4 物件の引渡時期及び場所

(1) 引渡時期 代金納入の日から15日以内に引渡すものとします。

(2) 引渡場所 現 地

1 5 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定に定めた予定価格以上で最高の価格をもって入札(有効な入札に限る)したものを落札者とする。

1 6 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者と契約の締結を行わないものとする。

(2) 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

1 7 契約書作成の要否

契約書を作成します。

1 8 代金の納入

代金は北海道渡島総合振興局長が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から 20 日以内）までに指定の場所に納入すること。

1 9 代金の延納

契約金額（複数の物件を合併して契約した場合はその物件を含む）が 150 万円以上の場合で所定の担保の提供があったときは、2 の（2）の日数以内の延納を認めます。

ただし、合併契約の場合にあっては、契約数量に応じ渡島総合振興局長が定める延納日数以内とします。

2 0 延納利息

延納利息は、年利 1.00 パーセントとします。

2 1 再苦情申立て

（1）非資格者に対する理由の説明に不服がある場合は、回答を受け取った日から 7 日（休日を除く）以内に書面により再苦情の申立てを行うことができる。

なお、書面は持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

（2）再苦情に関する審議は、北海道入札監視委員会が行う。

（3）書面の提出先及び再苦情の申立てに関する手続等の問い合わせ先は、次の場所とする。

北海道函館市美原 4 丁目 6 番 1 6 号 北海道渡島総合振興局東部森林室森林整備課

2 2 その他

（1）開札の時ににおいて、3 の規定する資格を有しない者の行った入札、財務規則第 154 号各号に掲げる入札及びこの入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（2）入札に参加する者は、別紙の入札心得、契約書案、造材規準書及びその他関係法令の規定を承知すること。

（3）初度の入札において、物件毎の応札者が 1 人の場合であっても、入札は執行する。

（4）期間入札における再度入札

開札日時に開札場所にいない限り、再度の入札に参加することができない。